マイナンバー制度開始に伴う、介護保険認定申請に必要な書類について

マイナンバー制度開始に伴い、認定申請書及び被保険者証などに加え、申請者に応じて以下 の書類が必要になります。

【本人申請】の場合

下記の①、②の書類からそれぞれ1つずつ、必要になります。

① 番号確認ができる書類(いずれか1つの写し)

本人の個人番号カード、通知カード、住民票(本人の個人番号が記載されたもの)、住民票 記載事項証明書(本人の個人番号が記載されたもの)

② 身元確認ができる書類(いずれか1つの写し)

本人の個人番号カード、被保険者証、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、年金手帳

【家族・事業者申請】の場合

事業者が申請する際、提出代行者欄に事業者の名称を冠し記名押印する場合は、事業者印をもって代理権の確認と代理人の身元確認とします。

下記の①、②、③の書類からそれぞれ1つずつ、必要になります。

① 代理権の確認ができる書類(いずれか1つの原本)

委任状、被保険者本人の介護保険被保険者証、被保険者本人の健康保険証(官公署から本人 に対して発行する書類)

② 代理人の身元確認ができる書類(いずれか1つの原本)

代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、介護支援専門員証、パスポート、 身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、法人の登記事項証明書及び個 人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類(商号、又は名称、本店又は主たる 事務所の所在地が記載されているもの)

③ 番号確認ができる書類(いずれか1つの写し)

被保険者本人の個人番号カード、通知カード、住民票(マイナンバーが記載されたもの)、 住民票記載事項証明書(マイナンバーが記載されたもの)